

子育て世帯・
移住世帯の

住宅の省エネ改修 支援します

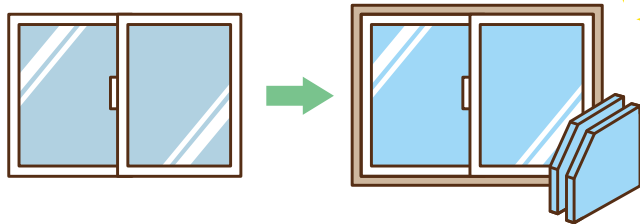


省エネ改修
とは…

子育て世帯・移住世帯を対象として、
国が実施する

「こどもエコすまい支援事業」(国交省)等を
活用して住宅の省エネ改修を行った場合に、
費用の一部を埼玉県が補助します。

窓やドアなどの開口部や壁・天井・床などの断熱改修
をいいます。



- 『こどもエコすまい支援事業』のほか、他省庁による『先進的窓リノベ事業』を活用した場合も、埼玉県の補助対象となります。



埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金

国が実施する「こどもエコすまい支援事業」「先進的窓リノベ事業」を活用し、国の交付決定を受けた方が対象となります。

●補助対象と上限金額

対象世帯		既存住宅等の購入の有無	県補助上限額※2
子育て世帯		既存住宅購入あり	上限60万円
		既存住宅購入なし	上限45万円
移住世帯	若者夫婦世帯	既存住宅購入あり	上限60万円
	その他の世帯	安心R住宅※1購入あり	上限45万円
		それ以外の既存住宅の購入あり	上限30万円

※1 安心R住宅
特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心R住宅制度)を利用し、安心R住宅調査報告書が発行された住宅をいう。

※2 国の補助額との合計額が当該補助対象工事の工事費を超えない額となります。

●補助対象となるリフォーム工事

本事業が対象とするリフォーム工事は、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』等が補助対象とする次の①～③のリフォーム工事となります。ただし、いずれのリフォーム工事についても工事請負契約等が結ばれない工事は対象外となります。

①こどもエコすまい支援事業

- 開口部(窓やドアなど)の断熱改修
- 外壁・天井・床等の断熱改修

②住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

- 窓の断熱改修

③断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO₂加速化支援事業

- 窓の断熱改修



●リフォーム工事等の契約

次に掲げる条件に該当するものが対象となります。ただし、別途定める期間内に補助金交付申請が可能なものに限ります。

①リフォーム工事(既存住宅の購入を伴わない場合)の実施

令和5年2月28日以降に工事請負契約を締結し、工事に着手したものに限り。

②既存住宅(安心R住宅を含む)の購入

- 不動産売買契約締結時に完成から1年以上経過している住宅であること。
- 売買契約額が100万円(税込)以上であること。
- 令和5年2月28日以降に売買契約を締結したものに限り。
- 若者夫婦世帯及びその他の世帯については、県外に居住されている世帯が県内に居住するために既存住宅を購入した場合に限る。

③既存住宅の購入とリフォーム工事の実施時期

自ら居住することを目的に住宅を購入する場合は、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

④子育て世帯のリフォーム

自ら居住している住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。



●受付期間

令和5年5月31日～令和6年2月29日まで

※予算上限に達した時点で受付は終了となります。なお、予算上限に達する見込みの際は、抽選となります。

詳細は

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅
省エネ化支援事業

<https://www.ecosumai-saitama.jp>



お問い合わせ先

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業事務局
(埼玉県住宅供給公社内)

受付 ■ 9:00～17:00(土・日・祝・年末年始12/29～1/3を除く)

TEL048-711-8915(通話料がかかります)